

イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向

—欧州における金融監督規制改革の動向—

目 次

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| I. はじめに | III. 欧州における金融監督規制改革の動向 |
| II. イギリス、ドイツ、フランスの
損害保険市場の最新動向 | IV. おわりに |

主任研究員 松野 篤

要 約

イギリスにおける 2009 年の損害保険の正味計上保険料は 339 億ポンドと、前年から 4.3%の減収となった。自動車保険の保険引受収支の悪さから全種目のコンバインド・レシオは 106.4 であった。販売チャネルにおいてブローカーが中心的役割を果たしている状況に変化はないものの、価格比較サイトが近年急速に普及している。

ドイツにおける 2009 年の損害保険の正味計上保険料は 547 億ユーロと、前年から 0.2%の増加となった。全種目のコンバインド・レシオは概ね 90 台前半で推移している。主要販売チャネルは 1 社の保険会社と代理店契約を締結する専属代理店であるが、インターネットを主体としたブローカーが個人向け自動車保険でシェアを伸ばしている。

フランスにおける 2009 年の損害保険の正味計上保険料は 618 億ユーロと、前年から 1.5%の増収となった。2009 年の保険引受収支は大規模な自然災害により悪化しており、全種目のコンバインド・レシオは 100.1 と、2002 年以来の 100 台となった。主要販売チャネルは専属代理店と直販制保険相互会社であり、それぞれ約 3 分の 1 のシェアを有する。

今回の金融危機を受け、欧州においては 2009 年 2 月のド・ラロジエール・レポート、同年 3 月のターナー・レビュー等において金融監督規制改革の検討が行われた。規制範囲の拡大および権限の拡大、マクロ・プルデンシャルなリスク監督の追加等の方向性に基づき、EU においてはマクロ・プルデンシャルな視点で監督を行う欧州システムミックリスク理事会 (ESRB) およびマイクロ・プルデンシャルな視点で監督を行う欧州金融監督システム (ESFS) が創設された。イギリスにおいては、イングランド銀行の権限強化と金融サービス機構 (FSA) の廃止が決定している。ドイツではドイツ連邦銀行の機能強化と連邦金融監督庁 (BaFin) の機能見直しが検討されている。フランスでは既に監督機関の再編が終了しており、2010 年 3 月からプルデンシャル監督機構 (ACP) と金融市場庁 (AMF) による新しい金融監督規制がスタートしている。

I. はじめに

2007年頃から深刻化した米国におけるサブプライム・ローン問題は、ローン債権の証券化に伴い、金融機関に対する連鎖的な信用不安に発展し、2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻、同年10月の世界同時株安等、世界的な金融危機へと進展した。このような金融危機が保険市場に与えた影響は軽視できない。

当研究所では2009年12月発行の本誌52号「EU損害保険市場の最新動向－2008年の実績とトレンド変化－」においてイギリス、ドイツ、フランスの3カ国の損害保険市場の動向を紹介している。これからさほどの時間は経過していないが、このような動きをいち早く紹介するために本稿を執筆した。

また、欧州各国においては2000年代以降、それまでは金融サービスごとに異なっていた金融機関の監督機関を統合する動きが各国で見られたが、今回の金融危機を受けて、金融監督規制のあり方について再び見直しが行われており、この動向も紹介したい。

本稿はII章で欧州連合（European Union、以下「EU」という。）およびイギリス、ドイツ、フランスの主要3カ国の保険市場動向の概観を行い、III章でEUおよび3カ国の金融監督規制改革の動向を紹介している。

II. イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の最新動向

本章では、主として直近年次である2009年のデータを用いて、EUの損害保険市場を眺望した後、イギリス、ドイツ、フランスの主要3

カ国の保険市場動向を概観する。

1. EU

(1) EU 保険市場の概要

スイス再保険会社の“World insurance in 2009”によれば、2009年12月末時点の世界の損害保険市場の計上保険料は1兆7,345億ドルであった¹。世界的な金融危機の影響による先進国の景気の低迷により、計上保険料は前年から2.6%減少している。なお、計上保険料は特に注記がない限り元受保険料ベースである。

地域別の計上保険料およびそのシェアを見ると、米州が7,698億ドルでシェア44.4%、EUが5,743億ドルでシェア33.1%、アジアが2,571億ドルでシェア14.8%、その他が1,331億ドルでシェア7.7%であった（図表1）参照。欧州の計上保険料は7.7%減少している²。

同じくスイス再保険会社の“World insurance in 2009”でEU損害保険市場における国別計上保険料シェアを見ると、2009年はイギリス15.9%、ドイツ22.0%、フランス15.5%、オランダ13.0%、イタリア9.4%、スペイン7.6%となっている。東欧を中心とした2004年以降のEU新規加盟12カ国のシェアは4.0%であった³。

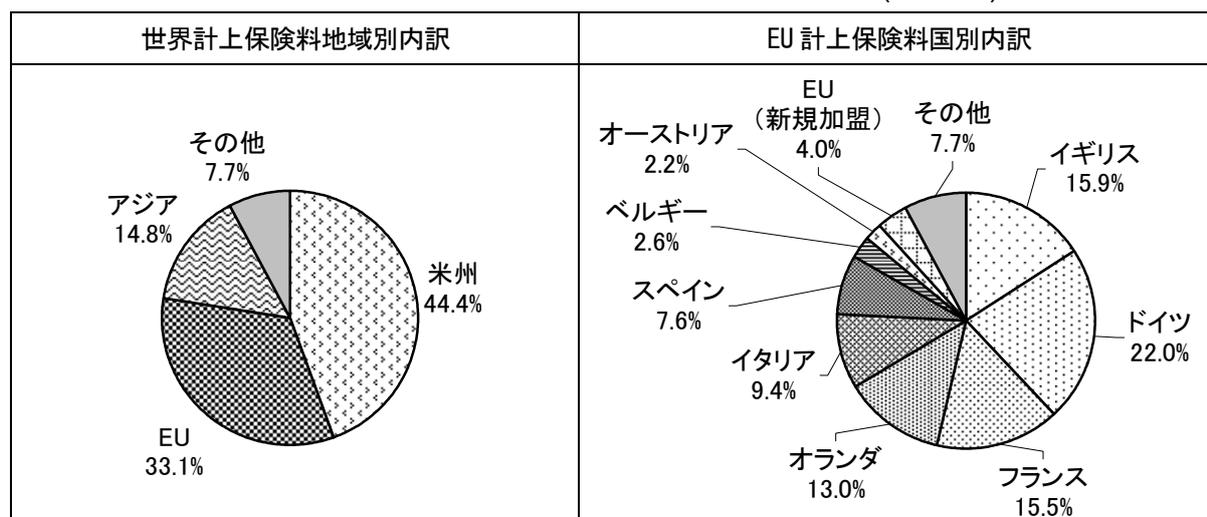
他国の計上保険料の増加に伴い、イギリス、ドイツおよびフランスの損害保険市場のEU損害保険市場全体におけるシェアは年々低下しているものの、3カ国が国別計上保険料上位を占め、合計シェアが半分以上（2009年53.5%）を占める状況は変わらない。

¹ Swiss Re, “World Insurance in 2009”, Sigma No.2/2010 (2010.6.29).

² 米ドル換算後の計上保険料比較のため、欧州の計上保険料の減少には為替要因もある。スイス再保険会社のユーロの換算為替レートは、2008年の1ドル=0.68ユーロから2009年には1ドル=0.72ユーロに5.6%下落、イギリスのポンドは2008年の1ドル=0.54ポンドから2009年1ドル=0.64ポンドと15.6%下落している。

³ 2004年以降のEU新規加盟国はキプロス、チェコ、エストニア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、ルーマニアの12カ国である。

《図表 1》世界の損害保険市場の計上保険料シェア(2009年)



(出典) Swiss Re, "World insurance in 2009", Sigma No.2/2010 (2010.6.29)より損保ジャパン総合研究所作成。

(2) 市場統合の動向

欧州の保険市場統合は現在最終局面にあり、主だった残課題はソルベンシー II⁴であったが、2009年4月に最終案が欧州議会で可決され、今後2012年末までにソルベンシー IIのEU加盟各国における法制化が行われる予定である⁵。

欧州委員会 (European Commission) における金融サービスに関する最近の検討事項は、世界的な金融危機に伴う将来の金融危機の防止と金融システムの強化である⁶。この内容についてはⅢ章で紹介する。

2. イギリス

(1) 正味計上保険料

イギリス保険協会 (Association of British

Insurers、以下「ABI」という。) によれば⁷、2009年度 (2010年3月末) のイギリス国内の損害保険全種目 (除く輸送保険) の正味計上保険料は339億ポンドと、前年から4.3%の減収となった⁸。

損害保険全種目に占める割合は、自動車保険が32.4%と最も大きく、次いで財物保険が31.2%であった。2009年度の種目別の正味計上保険料は、自動車保険が110億ポンドと前年から▲6.2%の減収となり、財物保険が106億ポンドと前年から3.7%の増収となった (《図表 2》参照)。

(2) 保険引受収支

2009年度のイギリス損害保険全種目の損害

⁴ 保険会社に対する従来のソルベンシーマージン (ソルベンシー I) の資本計量モデルが簡素で、リスクを正確に計量できない等の問題があったため、より精緻なソルベンシーマージン II の検討が行われた。

⁵ ソルベンシー II の導入の経緯、概要およびその時点での検討の経緯については、本誌 46 号「欧州損害保険市場の最新動向ー2005 年の実績とトレンド変化ー」および本誌 52 号「EU 損害保険市場の最新動向ー2008 年の実績とトレンド変化ー」を参照願う。

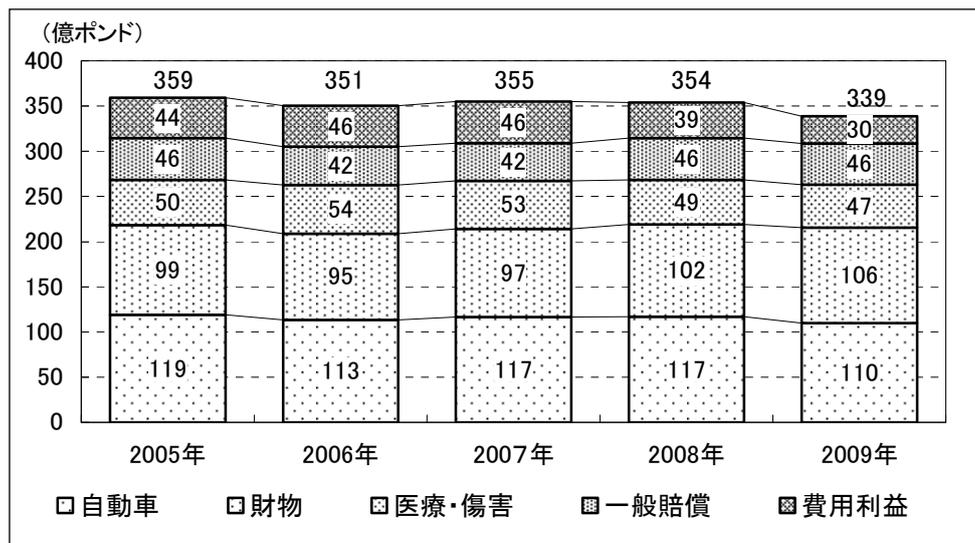
⁶ See, "Commission proposes improved EU supervision of Credit Rating Agencies and launches debate on corporate governance in financial institutions", June 2, 2010 (visited September 16, 2010).

<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/656&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

⁷ ABI 会員約 400 社でイギリス国内の計上損害保険料の約 9 割を占める。スイス再保険会社の資料においては ABI 会員ではないロイズ・シンジケートの国外向け再保険等も含んでいる。

⁸ ABI, "Total Market Data 2009" (2010.8).

《図表 2》イギリスの保険種目別正味計上保険料の推移（2005－2009 年度）



(注) イギリス国内の正味計上保険料のみ。再保険、輸送保険を除く。

(出典) ABI, “Total Market Data 2009”(2010.8)より損保ジャパン総合研究所作成。

率は73.2%、経費率は32.7%、コンバインド・レシオは106.4であった⁹（《図表 3》参照）。高いコンバインド・レシオの要因としては自動車保険の保険引受収支の悪さがあげられる。

イギリスにおいては自動車保険の保険引受収支は恒常的に悪いが、特に2009年度は損害率が95.0%、経費率が23.0%、コンバインド・レシオは118.0であった。2009年度の引受損失は16億ポンドと、今まで最悪だった1998年の15億ポンド引受損失を上回る史上最高額となった¹⁰。2009年度の自動車保険の支払保険金の内訳を見ると、対物賠償が74.4%、対人賠償が17.5%であるが、対物賠償の請求件数はピークの2005

年度から15.7%減少しており、金額も2005年度からさほど増加していない。一方、対人賠償は2005年度から請求件数が42.5%増加、金額が83.7%増加しており、保険引受収支悪化の要因となっている。ABIは、対人賠償の金額増加の要因として、請求が完結するまでの期間の長期化をあげている¹¹。また、自動車保険における保険金詐欺も増加傾向にあり、2009年度に判別した自動車保険の保険金詐欺金額は前年から23%増加し、3.2億ポンドであった¹²。

なお、EU諸国の運転者は、EUの指令の国内法制化に基づき、対人・対物の賠償責任保険への加入が義務付けられている。イギリスの自

《図表 3》イギリスの保険引受収支に関する指標の推移（2005－2009 年）

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
損害率(%)	63.3	62.3	69.2	66.3	73.7
経費率(%)	30.4	31.0	32.1	32.2	32.7
コンバインド・レシオ	93.8	93.3	101.3	98.5	106.4

(出典) 《図表 2》に同じ。

⁹ *ibid.*

¹⁰ ABI, “Analysis of the UK motor insurance market 2009”(2010.8).

¹¹ *ibid.*

¹² *ibid.*

自動車保険の契約者の91.5%は、対人・対物の賠償責任の補償に加え、車両損害および搭乗者の傷害・医療費用等を補償する包括補償 (comprehensive) の契約に加入している¹³。

(3) 販売チャネル

イギリスの損害保険においてはブローカーが中心的役割を果たしており、全体の2009年度のシェアは57%であった。次いでダイレクトが22%、銀行・住宅金融組合 (building society)¹⁴が8%、代理店が7%であった (《図表4》参照)。

個人向けの損害保険における直販チャネルの台頭は著しく、個人種目全体の33%、自動車保険の45%が直販チャネルであった¹⁵。

イギリスでは、伝統的に顧客が自ら保険商品を選択する傾向があることや保険のダイレクト販売の浸透などを背景として、保険の価格比較

サイト (aggregator と呼ばれる) が近年急速に普及している¹⁶。イギリスの価格比較サイトの多くは、顧客に保険の比較情報を提供した後、保険料の試算を行った見込み顧客の情報 (leads と呼ばれる) を保険会社やブローカー等に送ることで手数料収入を得ている。ABIの統計上はどのくらいの契約が価格比較サイトを経由したのかは明らかではないが、調査会社の Defaqto社は、個人向け自動車保険契約の約半分が価格比較サイト経由と推計している¹⁷。

(4) 資産運用状況

イギリスの損害保険会社の運用資産は前年度から6.5%増加して、1兆5,938億ポンドであった。前年からの保有額の増加が一番大きかったのはイギリスおよび海外の株式であり前年比14.6%増、運用資産に占める割合は41.0%であった。投資信託 (Unit Trusts) の保有額も前

《図表4》イギリスにおける損害保険市場のチャネル別シェアの推移 (%)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ブローカー	57	57	55	56	54	54	54	57	57
代理店	10	8	7	6	5	5	7	6	7
銀行・住宅金融組合	7	8	9	8	10	10	9	10	8
ダイレクト	21	20	19	20	21	21	21	21	22
公共機関、小売業、アフィニティ	3	7	8	9	8	8	7	5	5
その他	2	1	1	2	1	2	1	1	1

(注1) 銀行 (Banks)、住宅金融組合 (Building Societies) では、自行の子会社と既存の保険会社が引き受けた保険の区別はされていない。

(注2) 直販 (Direct business) は、仲介者を経由しないあらゆる保険販売で、宣伝素材 (英文の折込広告等)、電話による販売、インターネット販売、支店での販売等である。

(注3) 公共機関、小売業、アフィニティ (Utilities/Retailers/Affinity Groups) とは、自らの顧客に対して保険を販売するものの、保険の引き受けまたは販売を本業とはしていない組織であり、保険の引き受けは保険会社が行う。

(出典) ABI, "The source of premium income 2009" (2010.8)より損保ジャパン総合研究所作成。

¹³ *ibid.*

¹⁴ 住宅金融組合は、勤労者の預金の受け入れおよび住宅などの不動産ローンの貸付を行う目的で全国に設立された組合である。

¹⁵ ABI, "Retail insurance business split by distribution channel" (2010.8).

¹⁶ 菅沼美香「イギリスにおけるアグリゲーター」損保ジャパン総研トピックス Vol.9 (2010.6.21)。

¹⁷ ABI, "Sources of Premium income for general insurance 2009" (2010.8).

年から 14.6%増加しており、運用資産に占める割合は 12.7%であった。一方債券の保有額は前年から 2.0%増加したものの、他の運用資産の増加に伴い、運用資産に占める割合は前年の 33.3%から 31.8%に低下している¹⁸（《図表 5》参照）。

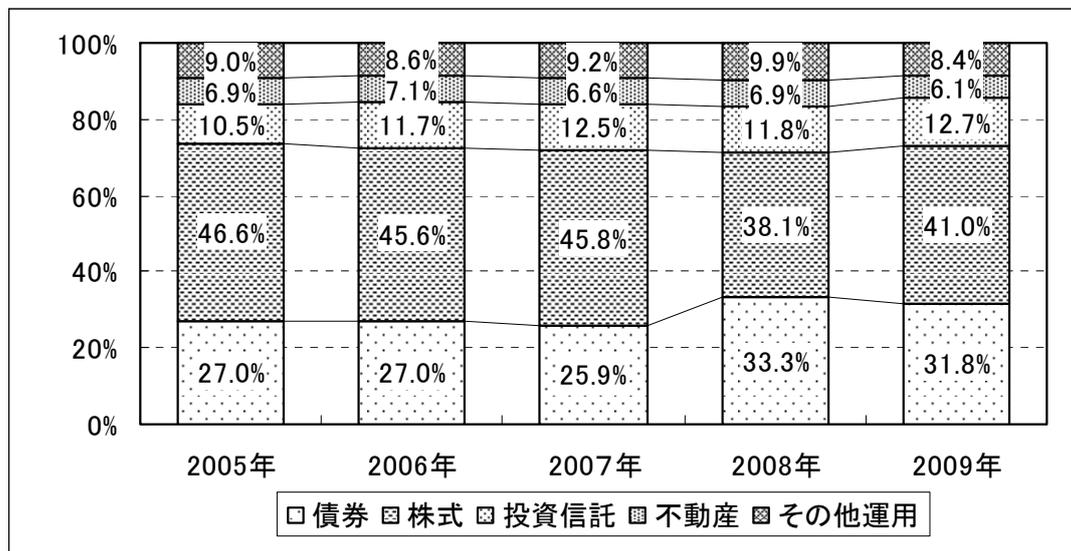
（5）2009 年の業界動向

ここでは 2008 年に政府の金融支援を受けた大手銀行の Royal Bank of Scotland（以下「RBS」という。）の動向を紹介したい。RBS は、傘下の Royal Bank of Scotland Insurance（以下「RBSI」という。）社がダイレクト保険最大手の Direct Line 社、UK Insurance 社、Churchill 社および Privilege 社等の著名な保険ブランドを多数保有する金融グループである。また、Tesco 社、Mini 社、BMW 社といった著名なブ

ランド名で販売される保険の引受も行っており、すべてのブランドからの 2009 年度の正味計上保険料合計は 45 億ポンドと、イギリス損害保険市場の約 15%に相当する第 1 位のシェアを有する¹⁹。

RBS は、2007 年に買収したオランダの ABN Amro 銀行ののれん代の償却および保有していた資産の価値下落などに伴い、業績が大幅に悪化した。このため、2008 年 10 月にイギリス政府の支援を受け、既存の株主からの増資を受け付けたが、思うように集まらず、政府が RBS の普通株の約 57%を引き受けた²⁰。さらに 2009 年 2 月には、政府による資産保証スキーム（Asset Protection Scheme）²¹により追加の金融支援策を受けた。政府による金融支援の内容は、その後の市場環境の変化に伴い当初とは異なっているが、最終的に RBS は政府から 535

《図表 5》イギリスの損害保険会社のポートフォリオの推移（2005—2009 年）



（出典）ABI, “Annual Invested Assets Overview Statistics 2009”(2010.8). より損保ジャパン総合研究所作成。

¹⁸ ABI, “Annual Invested Assets Overview Statistics 2009”(2010.8).

¹⁹ ABI, “Rankings by Class based on UK Net Written Premiums in 2009”(2010.8).

²⁰ See, “RBS now 58pc owned by UK government”, November 28, 2008 (visited September 17, 2010).

<<http://www.telegraph.co.uk/finance/newsbysector/banksandfinance/3532604/RBS-now-58pc-owned-by-UK-government.html>>

²¹ 資産保証スキームは、銀行の保証料の見返りとして政府が銀行の各種ローン、住宅ローン担保証券等の資産で発生した評価損の 90%を負担するスキームである。

億ポンドの資本注入を受け、84%の株式を政府が保有する国有銀行となった²²。

このような政府による支援が、EUにおける金融サービスの競争上問題とならないように、RBSに対して2013年までに資産を処分して、事業を縮小することが資産保証スキームに織り込まれている。この方針に従いRBSは、2009年11月に3,700名の従業員の削減を行ったほか、2010年8月にはグループの約14%に相当する318店舗をスペインのSantanderグループに売却している²³。

RBSI社による保険事業も2013年までの処分を行うことが2009年に明らかにされており、現在売却先を探しているほか、株式公開(Initial Public Offering、IPO)による事業分離もRBS経営陣により検討されている²⁴。RBSI社は既に27支店(insurance centres)のうち、14支店を閉鎖しており、2,000名以上の人員削減を行っており²⁵、このうちDirect Line社単体で640名の人員削減を行ったと報道されている²⁶。

3. ドイツ保険市場

(1) 正味計上保険料

ドイツ保険協会(Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft e.V.、以下「GDV」という。)によれば²⁷、ドイツにおける2009年(暦年)のGDV会員保険会社の損

害保険の正味計上保険料は547億ユーロと、前年から0.2%の増加となった。ドイツの損害保険の正味計上保険料は2004年の554億ユーロがピークであり、2005年以降の5年間は微減ないしは微増の状態が続き、5年間の平均成長率は▲0.26%である。

損害保険全種目に占める割合は、自動車保険が36.7%と最も大きい。次いで商用財物14.2%、個人財物13.1%、一般賠償12.4%、傷害保険11.7%である(《図表6》参照)。

ドイツでは1994年に約款・料率の事前認可制度廃止が廃止となり、独自タリフを採用する保険会社が登場したことで自動車保険の料率競争が始まった。料率競争は1999年に一旦終焉したが、2004年に各社がリスク細分型の新タリフを導入したことから、第2次料率競争が勃発し、現在も継続している。格付機関のFitch社によれば、ドイツで2009年1月に導入された自動車買替促進制度の廃車ボーナス(Abwrackprämie)²⁸は、買い替えを機に安い保険料を提示する保険会社に契約を変更する動きに拍車をかける結果となったが、9月に補助金の予算枠を消化し終わるとこのような動きは沈静化したという²⁹。さらに翌年1月1日始期の自動車保険³⁰を安い保険料を提示する保険会社に変更する年末の動きは、2009年は2008年よりも減少している。しかしFitch社は依然と

²² 正確には財務省(HM Treasury)が株式を100%所有するUK Financial Investments Ltd(UKFI)がRBSの株主である。

²³ See, "RBS agrees to sell its RBS England and Wales and NatWest Scotland branch based business to Santander UK plc", August 4, 2010 (visited September 17, 2010).

<<http://www.rbs.com/media/news/press-releases/2010-press-releases/2010-08-04-sale-of-branches.ashx>>

²⁴ "Buffet again linked with RBS Insurance business as bank begin adviser search", Post Magazine (2010.8.31).

²⁵ "RBSI outlines plans to close 14 of 27 sites", Post Magazine (2010.8.26).

²⁶ "RBS to shed 640 DirectLine jobs", Post Magazine (2010.8.26).

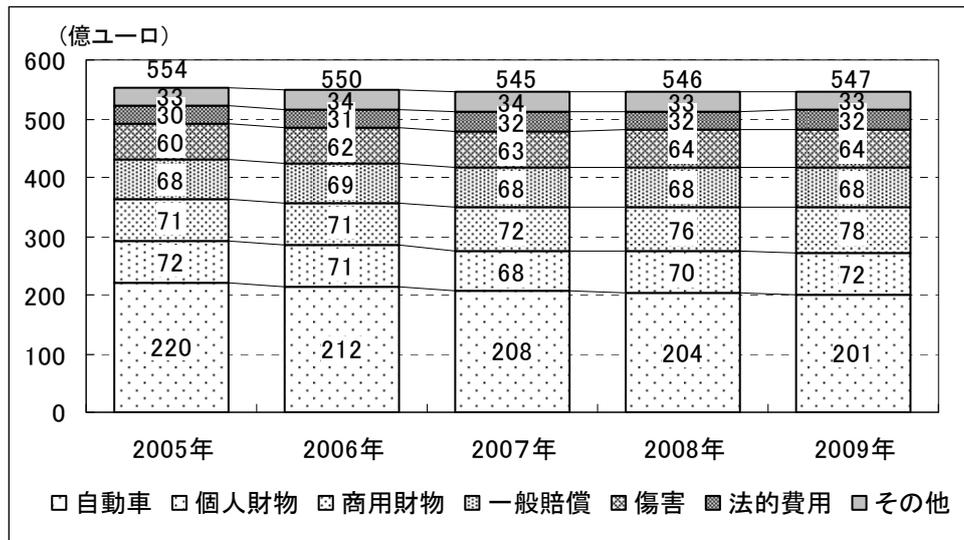
²⁷ GDV, "Statistisches Taschenbuch der Versicherungswirtschaft 2010"(2010.7).

²⁸ 廃車ボーナスは9年以上使用した車を新車に買い替える場合に政府が2,500ユーロの補助金を支給する制度であり、2009年1月に導入され、同年9月に50億ユーロの予算枠を消化して終了した。

²⁹ Fitch Ratings, "German Non-Life Insurers"(2010.5.11).

³⁰ ドイツの自動車保険は契約の当事者である保険契約者または保険会社が、更改日の1カ月前までに契約を更新しない旨の通知をもう一方に送らない限り、自動的に更改される。個人向けの自動車保険の更改日は、保険会社の事務の効率化の観点から、1月1日に統一されている。

《図表 6》ドイツの保険種目別正味計上保険料の推移（2005－2009 年）



(出典) GDV, "Statistisches Taschenbuch der Versicherungswirtschaft 2010"(2010.7) より損保ジャパン総合研究所作成。

して、契約変更の余地は残されており、自動車保険の保険料減少傾向に歯止めが打たれたとは言えないとしている³¹。

(2) 保険引受収支

2008年のドイツ損害保険全種目の損害率は67.8%、経費率は25.8%、コンバインド・レシオは93.6であった。ドイツにおいては全種目のコンバインド・レシオは概ね90台前半で推移している（《図表7》参照）。

コンバインド・レシオは保険種目によって大きく異なり、傷害保険や商用財物はここ数年90台を割っているが、自然災害による影響を受け

やすい個人財物のコンバインド・レシオは、2007年は暴風雨 Kyril の影響で132.5まで悪化し、2008年も108.5と恒常的に100を超える状況が続いている。

自動車保険のコンバインド・レシオは96、97台で推移している。自動車保険の中でも強制保険である賠償責任保険（Kraftfahrzeughaftpflicht）は自動車保険の約6割を占め、他の保険加入のきっかけとなる、いわゆるドア・ノック（türöffner）商品として各保険会社に位置付けられており、料率競争に伴い自動車保険の引受収支は悪化している。しかし経済紙 Handelsblatt 紙がコンサルティング会社 Nafi

《図表 7》ドイツの保険引受収支に関する指標の推移（2004－2008 年）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
損害率(%)	65.2	65.6	64.7	69.1	67.8
経費率(%)	25.2	25.2	25.6	25.5	25.8
コンバインド・レシオ	90.4	90.8	90.3	94.6	93.6

(出典) Fitch Ratings, "German Non-Life Insurers"(2010.5.11).

³¹ Fitch Ratings, "German Non-Life Insurers"(2010.5.11).

社に依頼して 25,000 名を対象に行ったアンケート調査によれば³²、2010 年 1 月 1 日を始期とする自動車保険料の保険料は上昇傾向にあり、賠償責任保険は 33 商品中 27 商品、総合車両保険 (Volkasko) は 71 商品中 60 商品で保険料が上昇しており、一部の自動車保険の上昇率は 11%以上あった³³。

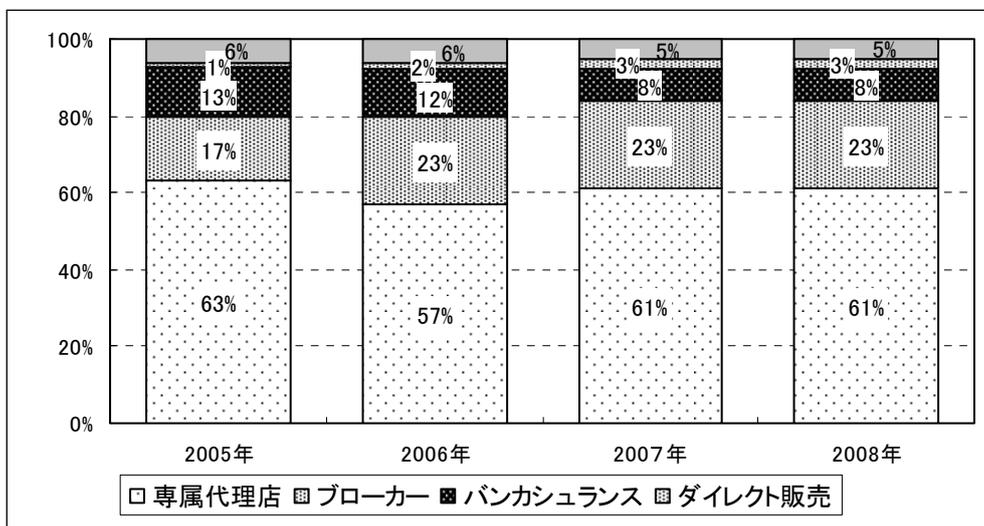
(3) 販売チャネル

ドイツの主要販売チャネルは 1 社の保険会社と代理店契約を締結する専属代理店であり、調査会社の Towers Watson 社によれば³⁴、損害保険全種目における 2008 年の専属代理店の販売シェアは 61%であった。次いでブローカーチャネルが 23%のシェアを有している (《図表 8》参照)。

損害保険全種目におけるインターネットのシェアはさほど大きくないが、コンサルティング会社の Meyerthole Siemes Kohlruss 社は 2009 年の自動車保険におけるインターネット販売のシェアを 6.9%程度と推計しており、個人向けの自動車保険に限れば、既に 13-15%のシェアを獲得しているとしている³⁵。同社は、インターネット販売においては保険料の安さが顧客の商品選択の最大の要因であるとしているが、一方でブランドの影響力も軽視できず、高いブランド力を持つ大手保険グループの直販保険会社が 2008 年にシェアを拡大しているとしている³⁶。

また、コンサルタント会社の Mckinsey ドイツ社は、ブローカーの中でもインターネットを主体としたブローカーがシェアを伸ばしており、

《図表 8》ドイツにおける損害保険市場のチャネル別シェアの推移



(注) ブローカーには乗合代理店およびファイナンシャルアドバイザーを含む。

(出典) Towers Watson (Germany) “Vertriebswegeanteile – Gesamter Markt”(2009) より損保ジャパン総合研究所作成。

³² See, “KFZ-Policen werden deutlich teurer”, March 17, 2010 (visited September 21, 2010). <<http://www.handelsblatt.com/finanzen/vorsorge/versicherungen-kfz-policen-werden-deutlich-teurer;2547406>>

³³ *ibid.*

³⁴ Towers Watson (Germany), “Vertriebswegeanteile – Gesamter Markt”(2009.12).

³⁵ “Keine Panik in Kfz”, Zeitschrift fuer Versicherungswesen 5/2009 (2010.5.1).

³⁶ *ibid.*

個人向け自動車保険の8%以上が、インターネットのブローカーを経由していると推計している³⁷。

(4) 資産運用状況

ドイツの損害保険会社の運用資産は前年度から0.7%増加して、13兆6,773億ユーロであった。運用資産に占める割合が一番大きいのは債券であり、46.9%であった。投資信託 (investmentanteile) の割合も高く30.7%であった (《図表9》参照)。

(5) 2009の業界動向

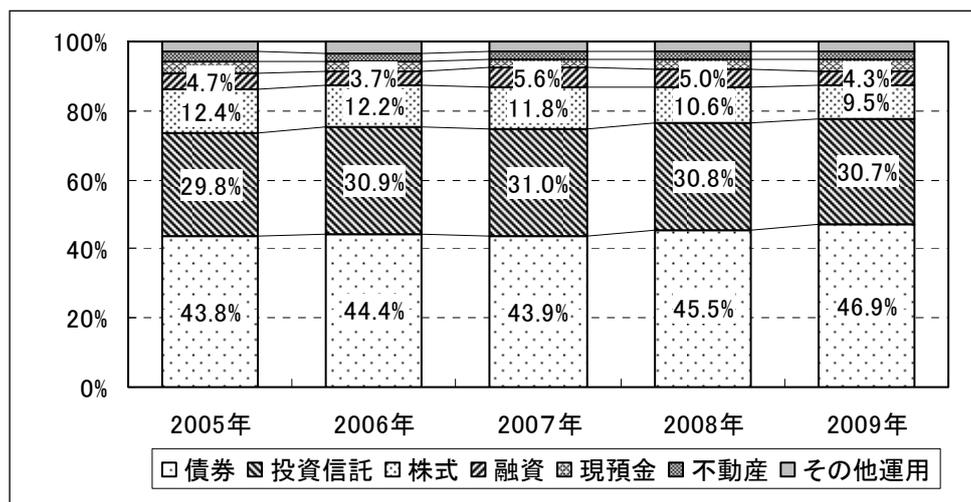
ここでは大手保険グループのERGOグループの動向を紹介したい。ERGOグループは、ミュンヘン再保険会社を中心とする保険グループであり、1997年に再保険のミュンヘン再保険会社、損害保険のVictoria社、生命保険のHamburg-Mannheimer社、医療保険のDKV

社、法的費用保険のD.A.S.社の経営統合によりグループが形成された。

ERGOグループは経営統合後も、既存の保険会社名をそのまま用いる多ブランド戦略を取っていたが、2009年11月に多ブランド戦略の見直しを発表した。その理由は「ここ数年で複数のチャンネルを並行的に利用して保険を購入するニーズが増大してきた。ERGOグループはすべてのチャンネルで商品を揃えているが、それが多ブランドによりかならずしも明確でなかったため、ERGOブランドを導入する」というものであった³⁸。この見直しに従い、2010年6月には損害保険会社のVictoria社の社名をERGO Versicherung社に、生命保険会社Hamburg-Mannheimer Versicherungs社の社名をERGO Lebensversicherung社に変更している³⁹。

またERGOグループは2002年3月に、デパート、郵便・インターネット通信販売および

《図表9》ドイツの損害保険会社のポートフォリオの推移 (2005-2009年)



(出典) 《図表6》に同じ。

³⁷ “Das rasante Wachstum der Internetmakler eine Herausforderung für Kfz-Versicherer”, Versicherungswirtschaft Heft9 (2010.5.1)

³⁸ See Presseinformationen der ERGO Versicherungsgruppe (visited July 5, 2010)

<http://www.ergo.com/cms/ergo/de/media/news/default.htm?posting=20091120_presseinformation_ergo_markenstrategie>.

³⁹ *ibid.*

⁴⁰ 大手旅行代理店 Thomas Cook 社の株式を53%保有していた。

旅行代理店⁴⁰のArcandor社(当時KarstadtQuelle社)⁴¹と、直販保険会社のKarstadtQuelle Versicherungen社の株式保有⁴²、Arcandor社のデパートにおけるローン・カード・保険のワンストップ店舗の開設および相互の顧客に対するクレジットカードの発行などの提携を行っていた⁴³。しかしこの提携は2009年1月に見直され、KarstadtQuelle Versicherungen社の株式はすべてERGOグループが取得した。さらにERGOグループは、2009年9月に流動性の悪化から倒産したArcandor社⁴⁴のネガティブなイメージを払拭するために、2010年3月にKarstadtQuelle Versicherungen社の社名をERGO Direkt社に変更し、ERGOグループの直販保険会社と位置付けている⁴⁵。

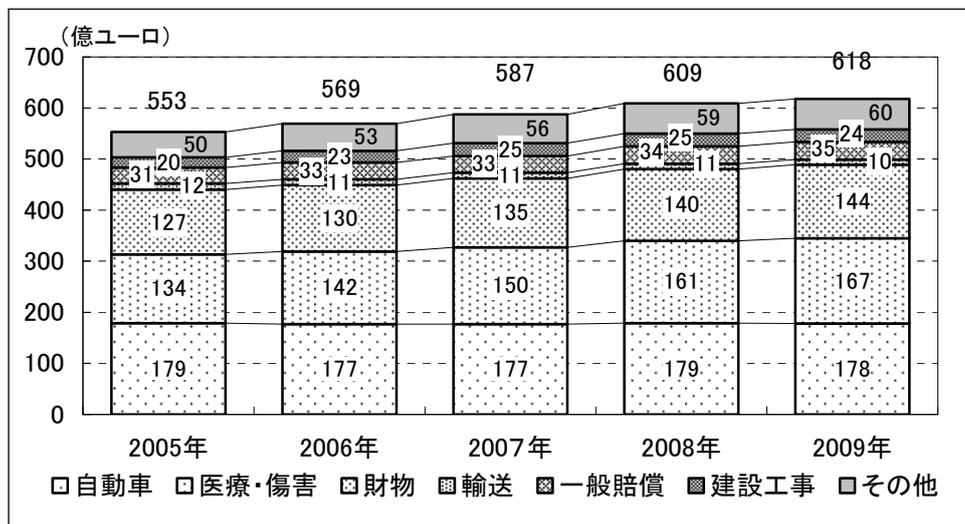
4. フランス

(1) 正味計上保険料

フランス保険企業協会(Fédération Française des Sociétés d'Assurances、以下「FFSA」という。)によれば⁴⁶、2009年(暦年)のフランス損害保険市場の正味計上保険料は618億ユーロと、前年から1.5%の増収となった。損害保険全種目に占める割合では、自動車保険が28.8%と最も大きく、次いで医療・傷害保険が26.4%を占める。

正味計上保険料の推移を見ると、全体の保険料は2%程度の成長が続いていたが、2009年は0.7%の成長にとどまった。種目別では、自動車保険が178億ユーロと2004年以降ほぼ横ばいで推移している一方で、医療・傷害保険の正味計上保険料は右肩上がり増加している(《図表10》参照)。

《図表10》フランスの保険種目別正味計上保険料の推移(2005-2009年)



(出典) FFSA, "L'assurance française en 2009"(2010.6)より損保ジャパン総合研究所作成。

⁴¹ 2007年6月にKarstadtQuelle社からArcandor社に社名を変更している。

⁴² 既に設立されていたKarstadtQuelle Versicherungen社の株式の45%を2002年にERGOグループの持株会社ERGO Versicherungsgruppe社が取得した。

⁴³ See Versicherungsnetze.de (visited July 15, 2010) <<http://www.versicherungsnetz.de/News/Meldung.asp?Meldung=1277>>.

⁴⁴ See BBC News (visited July 5, 2010) <<http://news.bbc.co.uk/2/hi/business/8091298.stm>>.

⁴⁵ See Presseinformationen der ERGO Versicherungsgruppe (visited July 5, 2010) <http://www.ergo.com/cms/ergo/de/media/news/default.htm?posting=20091120_presseinformation_ergo_markenstrategie>.

⁴⁶ FFSA, "L'assurance française en 2009"(2010.6).

(2) 保険引受収支

2009年のフランス損害保険全種目の損害率は前年の68.9%から76.8%に悪化し、コンバインド・レシオも100.1と、2002年以来の100台となった（《図表11》参照）。

2009年の保険引受収支の悪化は主に自然災害による損失を要因とするもので、住宅保険の支払保険金は前年から25.7%増加している⁴⁷。2009年1月にフランス南西部とスペイン北部を襲った暴風雨Klausによるフランスの損害額は42億ユーロであり⁴⁸、フランスの保険会社によるKlaus関連の保険金の支払いは2009年の財物保険の正味計上保険料の約12%に相当する17億ユーロであった⁴⁹。さらに2月と5月にもそれぞれ2億ユーロ程度の被害をもたらした暴風雨があったほか、8月には熱波、9月と12月には再び暴風雨と、2009年のフランスは1年を通して自然災害による被害に悩まされた⁵⁰。

(3) 販売チャネル

フランスの主要販売チャネルは1社の保険会社と代理店契約を締結する専属代理店であり、FFSAの統計ではここ10年間35%の販売シェアを有している。次いで高いシェアを有するのが、後述する直販制保険相互会社（sociétés

d'assurances mutuelles sans intermédiaires）であり、2009年のシェアは33%であった。

直販制保険相互会社は当初、特定の職業団体の構成員を対象として保険を販売することを目的に設立されていたことから、設立時から大きな顧客数を保有していた⁵¹。また、固定給のみの自社社員が保険を販売するため、代理店を使用する保険会社より安い保険料を提示することができ、個人分野の自動車保険および住宅保険で大きなシェアを築いている⁵²。

ブローカーは、企業分野や海上保険等では高いシェアを有し、2009年のシェアは18%であった。銀行等のバンカシュランス（bancassurance）は10%である。電話、インターネット等のその他チャネルは2%であった（《図表12》参照）。

(4) 資産運用状況

2009年のフランス損害保険会社および生命会社の運用資産は、1兆6,166億ユーロと、前年の1兆4,094億ユーロから14.7%増加した。増加の主な要因は、金融市場の回復による運用資産の価格の上昇によるもので平均10.4%の上昇であった。

運用資産の69.9%が国債、社債等の債券である。次いで株式の保有割合が25.5%であった（《図表13》参照）。

《図表11》フランスの保険引受収支に関する指標の推移（2005—2009年）

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
損害率(%)	71.6	69.3	69.4	68.9	76.8
経費率(%)	23.2	24.0	24.6	25.2	23.3
コンバインド・レシオ	94.7	93.3	94.0	94.1	100.1

（出典）《図表10》に同じ。

⁴⁷ *ibid.*

⁴⁸ *ibid.*

⁴⁹ *ibid.*

⁵⁰ *ibid.*

⁵¹ 現在の直販制保険相互会社は、職業団体にとどまらず、広く一般を対象とした保険の販売を行っている。

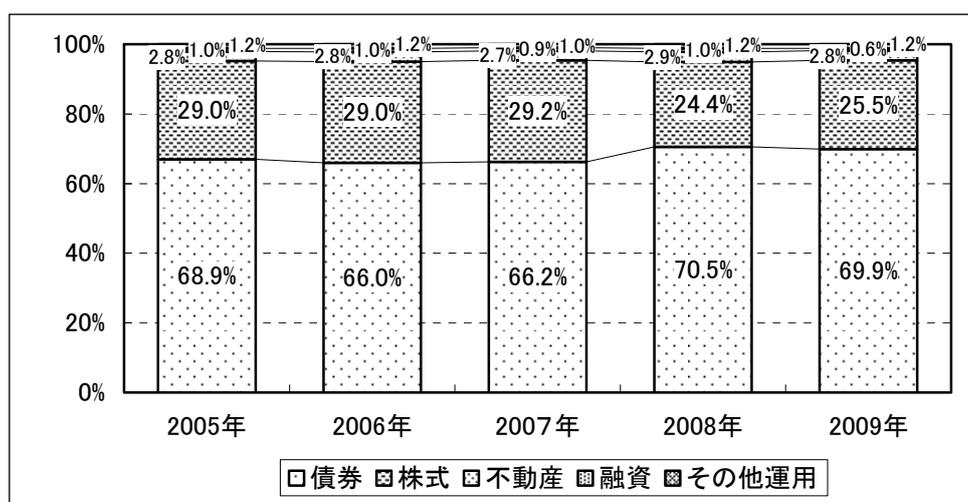
⁵² Andrew Nuttney, "The Marketing and Distribution of European Insurance" Datamonitor (1995).

《図表 12》 フランスにおける損害保険市場のチャネル別シェアの推移 (%)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
代理店	35	35	35	35	35	35	35	35	35
直販制保険会社	34	33	33	33	33	33	33	33	33
ブローカー	18	19	19	18	18	18	18	18	18
バンカシュランス	8	8	8	9	9	9	9	10	10
保険会社の社員	2	2	2	2	2	2	2	2	2
その他	3	3	3	3	3	3	3	2	2

(出典) 《図表 10》に同じ。

《図表 13》 フランスの保険会社のポートフォリオの推移 (2005-2009年)



(出典) 《図表 10》に同じ。

(5) 2009年の業界動向

フランスの保険の価格比較サイト (comparateur と呼ばれる) において約 8 割のシェアを有する assuland.com が自社を含む 48 の価格比較サイトに対して行った調査によれば、2009 年の価格比較サイトの平均月間利用者数は 1,200 万名以上であり、前年から 23% 増となった⁵³。このうち約 6 割は情報収集目的でサイトを利用しており、価格比較サイト訪問後に実際に保険を購入した件数は 100 万件程度と推計されている。このうちのほとんどは、代理店のような「オフライン」によって保険を購入して

おり、実際のインターネット経由での保険購入は 10 万件程度であったと推計される⁵⁴。

assuland.com 自身の 2009 年の月間利用者数は、前年から 4 割近く増加して毎月 250 万名となった⁵⁵。assuland.com 関係者は、フランスの消費者は、保険のブランドに対する意識が強いため、価格のみが保険の購入決定の要因になっていないと分析している。また、対人販売を好み、価格比較サイトで保険料の試算を行っても、近くに同じブランドの代理店があれば代理店を選択する傾向があるという⁵⁶。このような背景から、フランスにおいてイギリスのような価格

⁵³ “Observatoire de l’assurance: Le bilan 2009”, assuland.com(2010.6.2).

⁵⁴ *ibid.*

⁵⁵ *ibid.*

⁵⁶ 2010 年 9 月 24 日 European Financial Management & Marketing Association 主催セミナーにおける assuland.com 関係者談。

比較サイトの爆発的な普及は難しいが、月間利用者数は順調に増加しており、今後も増加が期待されるとしている⁵⁷。

Ⅲ. 欧州における金融監督規制改革の動向

本章では、EU、イギリス、ドイツおよびフランスの金融監督規制改革の動向について紹介する。

1. 金融危機と G20 金融サミット

(1) 金融危機

2000 年から 2007 年までの世界経済は、米国が牽引役となって発展していた。米国の金融市場には米国のみならず世界からの資本が集まり、格付機関が高い格付けを付与していたことを背景に、米国のローン債権等の証券化商品を世界中の金融機関が購入していた。

2006 年後半から見られた米国の住宅市場の陰りは、住宅ローン返済の延滞増加をもたらした。この影響は当初、米国の住宅ローン専門会社の破綻にとどまっていたが、2007 年 8 月頃にはドイツ、フランス、イギリス等の金融機関に影響が見られるようになり、その後世界中の金融機関の経営状態が悪化し、株価が暴落した。米国では 2008 年 7 月に大手証券会社のリーマン・ブラザーズが破綻し、世界最大の保険会社であった AIG が米国政府の救済を受けた。イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー等の欧州諸国においても多くの金融機関が政府

による支援を受けた。今回の世界的な金融危機により世界の経済が受けた影響は、1941 年の第二次世界大戦以来の規模であったとされている⁵⁸。

(2) G20 金融サミット

金融危機を受け、フランスの Nicolas Sarkozy 大統領は 2008 年 9 月の国連総会において金融危機に関する首脳会合の開催を提案した。同年 10 月には 7 カ国財務相・中央銀行総裁会議 (G7) が米国のワシントン D.C. で開催され、金融システムや金融市場の安定に向けて金融機関への公的資本注入などあらゆる利用可能な手段を活用するとして行動計画を公表した。しかし、景気減速への警戒感が強まり、株価の下落傾向が続いたため、欧州諸国の強い働きかけにより⁵⁹、2009 年 11 月にワシントン D.C. で第 1 回の「金融世界経済に関する首脳会談」(Summit on Financial Markets and the World Economy、以下「G20 金融サミット」という。)が開催された⁶⁰。第 1 回 G20 金融サミットにおいては、今回の金融危機発生の原因、各国の対策および金融機関への監督規制にあたっての基本原則が話し合われた⁶¹。

第 2 回 G20 金融サミットは、2009 年 4 月にイギリスのロンドンで開催され、ここでは後述するような欧州における検討状況を反映して、コミュニケ⁶²において「金融セクターおよび金融監督規制における大きな失敗が危機の根本原

⁵⁷ *ibid.*

⁵⁸ “G20 Roadmap: How Finance Can Help Rebalance the World Economy”, Banque De France (2010.7.7).

⁵⁹ See, 外務省「わかる！国際情勢 Vol.21」(Visited September 9, 2010).

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol21/index.html>>

⁶⁰ 参加国は、日本、米国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、ロシアの主要国首脳会議参加 8 カ国、アルゼンチン、インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、サウジアラビア、トルコ、中国、ブラジル、南アフリカ共和国およびメキシコの新興経済国 11 カ国および EU である。

⁶¹ コミュニケには、透明性及び説明責任の強化、健全な規制の拡大、金融市場における公正性の促進、国際連携の強化、国際金融機関の改革等が盛り込まれた。

⁶² その他コミュニケには、金融安定理事会 (FSB) の設立、ヘッジファンドへの登録制導入、信用格付機関への登録制導入、重要な金融機関における報酬の FSF の原則の実施等が盛り込まれた。

因であった」とされ「将来の金融セクターのために、より強力で、より統合的な監督規制の枠組みを世界的に構築すべく行動をとっていく」ことが織り込まれた⁶³。統合的な監督規制の枠組み構築にあたっては、金融システム上重要な金融機関、市場、商品のすべてを適切な監督規制の対象とし、システミックリスク（systemic risks）⁶⁴の高まりを制限するため、規制当局が金融システム全体にわたるマクロ・プルデンシャル（macro prudential）リスクを特定し、考慮することができるよう、監督規制を改編すべきとされた⁶⁵。

2. EU

（1）現在の金融監督規制の概要

EU レベルにおける個別金融機関の監督は業態別に分かれており、銀行は欧州銀行機構（Committee of European Banking Supervisors、CEBS）、保険および年金は欧州保険年金機構（Committee of European Insurance and Occupational Pensions Committee、CEIOPS）、証券は欧州証券機構（Committee of European Securities Regulators、CESR）の3つの機関が行ってきた。これら3機関は、欧州委員会に対してアドバイスをを行う権限を有するが、EUの金融機関を直接監督する権限は有していない⁶⁶。

（2）金融監督規制の改革案

欧州委員会はマクロ・プルデンシャルな視点で監督を行う欧州システミックリスク理事会

（European Systemic Risk Board、以下「ESRB」という。）およびマイクロ・プルデンシャル（micro prudential）な視点で監督を行う欧州金融監督システム（European System of Financial Supervisors、以下「ESFS」という。）の設立を決めた。ここではその経緯を紹介したい。

今回の世界金融危機と一連の政策対応を踏まえ、既存の金融監督規制改革の論議が高まり、欧州委員会は欧州の金融システム改革のあり方についての検討を2008年10月に、フランスの中央銀行の元総裁である Jacques de Larosière 氏を座長とする「EUの金融監督に関する高度検討グループ（The High-Level Group on Financial Supervision in The EU）」に依頼した。検討グループは検討結果を2009年2月に「Jacques de Larosière 氏を座長とする欧州の金融監督に関する高度検討グループによるレポート（The High-Level Group on Financial Supervision in The EU Chaired by Jacques de Larosière Report、以下「ド・ラロジエール・レポート」という。）」として公表した。

ド・ラロジエール・レポートは、今回の金融危機の要因をマクロ経済、金融機関のリスク管理とコーポレートガバナンス上の問題、格付機関の果たした役割などに分析したうえで、デリバティブ取引のように市場が世界的に拡散して影響が広範に及ぶ市場においては個別の金融機関監督を主体としたマイクロ・プルデンシャルな監督ではマクロ・システミックリスクには対応できないとしている。そのうえで、これまでは

⁶³ See, “London Summit : Leaders’ Statement”, December 10, 2009 (visited September 9, 2010).
<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/g20_summit/2009-1/communique.html>

⁶⁴ システミックリスクとは、1つの金融機関の決済不履行が他の金融機関に連鎖し、市場全体または金融システム全体に影響を及ぼすようなリスクである。

⁶⁵ See, “London Summit : Leaders’ Statement”, December 10, 2009 (visited September 9, 2010).
<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/g20_summit/2009-1/communique.html>

⁶⁶ See, “Financial Supervision”(Visited September 9, 2010).
<http://ec.europa.eu/internal_market/finances/committees/index_en.htm>

十分な監視が行われていなかった格付機関やヘッジファンド等への監督規制体制の強化およびオフショア金融センターの透明性強化の必要性を指摘している⁶⁷。

欧州の金融監督規制強化については、個別の金融機関を監督する伝統的な監督であるマイクロ・プルデンシャルな視点の監督と金融システム全体を監視するマクロ・プルデンシャルな視点の監督に区別することが重要であるとしたうえで、それぞれのリスクを監督する機関の設立を勧告している。

2009年2月のド・ラロジエール・レポートと2009年4月にロンドンで開催された第2回G20金融サミットのコミュニケを受け、欧州委員会は2009年5月に欧州における金融監督に関する政策文書(Communication)を採択し、関係者からの意見の集約を終えた後、2009年9月に改革の法案を採択した。同法案において、ESRBおよびESFSの創設が盛り込まれた。

ESRBはマクロ・プルデンシャルな視点から加盟国の監督当局の監督を行う。ESRBは加盟国の中央銀行総裁、欧州中央銀行の総裁および副総裁、欧州委員会の代表、さらにESFSを構成する欧州銀行機構(European Banking Authority、EBA)、欧州保険職業年金機構(European Insurance and Occupational Pensions Authority、EIOPA)および欧州証券機構(European Securities and Markets Authority、ESMA)のそれぞれの代表で構成される⁶⁸。ESRBは金融システム安定の観点から、金融市場およびマクロ経済の状況についての情報の収集および分析を行い、欧州理事会および欧州議会に対し最低でも半年に1回の報告を行

わなければならない。ESRBが、リスクがあると判断した場合には、加盟国の監督当局に対して警告を発し、必要に応じて監督当局に対して特定のリスクへの対処を勧告することができる。警告および勧告への対応状況はESRBによりモニタリングされる。

ESFSはマイクロ・プルデンシャルな視点から個別金融機関の監督を担う。ESFSは金融当局の監督機関である欧州銀行機構、欧州保険職業年金機構、欧州証券機構の3機関によって構成される。既存の欧州銀行監督者委員会が欧州銀行機構に、欧州保険・職業年金監督者委員会が欧州保険年金機構に、欧州証券規制当局委員会が欧州証券機構に改編される。

各国レベルでの金融機関に対する直接の監督権限は従来どおり各国の監督当局が持つが、欧州レベルで活動する格付機関や資金・証券決済機関等に対してはESFSが監督権限を持つ。ESFSは各国の監督当局から監督に必要なマイクロの情報を集め、監督当局およびESRBに提供する。またESFSは、EUにおける金融関連のルールを調整を図り、一貫性のある適用、解釈となるように調整を行う(《図表14》参照)。2010年9月に法案が可決され、2011年1月から新しい監督機関が稼動する。

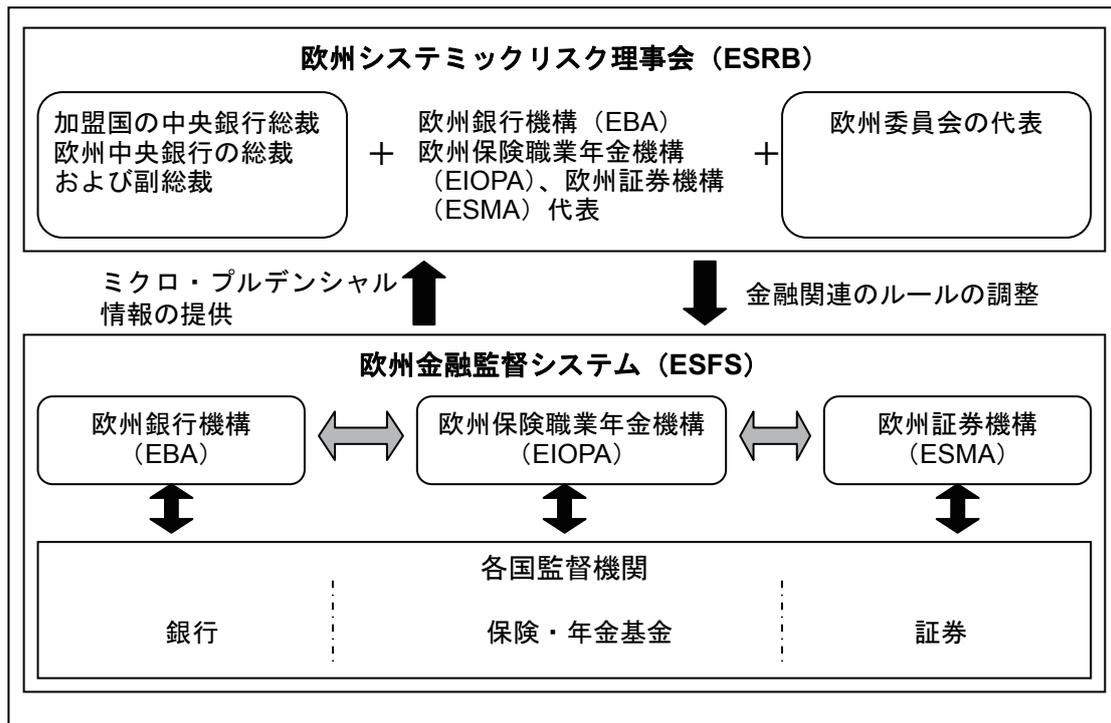
欧州中央銀行のJean-Claude Trichet総裁は、システミックリスクの根源を把握し、対処策を促すことは、EUにおける健全な監督の任務であり、国境を超えた危機管理の枠組みが、秩序なき破たんを招きかねない大規模かつ複雑なリスクに対処する上で役立つだろう、と述べている⁶⁹。

⁶⁷ See, "The High-Level Group on Financial Supervision in The EU", December, 10, 2009 (visited August 20, 2010) <http://ec.europa.eu/internal_market/finances/docs/de_larosiere_report_en.pdf#search='de larosiere'>

⁶⁸ *ibid.*

⁶⁹ See, "Systemic Risk", December 10, 2009 (visited August 20, 2010). <http://www.ecb.int/press/key/date/2009/html/sp091210_1.en.html>

《図表 14》EU の新しい金融監督体制



(出典) Autorité de Contrôle des Assurances et des Mutuelles, "Rapport d'activité 2009"(2010.6)より損保ジャパン総合研究所作成。

3. イギリス

(1) 現在の金融監督規制の概要

イギリスの銀行、保険および証券の監督権限は、2001年12月に施行された「2000年金融サービス法 (Financial Services and Markets Act 2000、以下「FSM法」という。)」に基づき金融サービス機構 (Financial Services Authority、以下「FSA」という。) に一元化されており、中央銀行であるイングランド銀行 (Bank of England) は、物価安定の維持と政府の経済政策支援を目的としている。FSAの組織は政府が100%出資する有限責任保証会社であるが、FSM法に基づき、金融機関の認可および認可の変更・取り消しの権限、不正行為に対して制裁金を課すまたはステートメントを公表する権限、および監督する金融機関に対する一般規制を制定する権限等を有する。

ここで簡単に FSA 設立経緯を紹介したい。古い歴史を持つイギリスの金融市場においては、伝統的に業界の自主規制を重んじており、保守党 (Conservative Party) 政権下で進められた1980年以降の各種金融規制の緩和の過程においても、業界別に公認の自主規制機関 (Self Regulating Organisations) が自主規制を行うことを認めていた。

しかし金融規制の緩和により業界間の垣根が低くなったことで、複数の自主規制機関による規制は複雑になる一方で、投資家が被害を受ける事件は続いた。野党の労働党 (Labor Party) は自主規制機関制度に当初から反対しており、1997年5月に18年ぶりに政権に返り咲くと、5月末に金融規制改革方針を示し、同年10月に既存の証券取引委員会 (Securities and Investments Board) を FSA に改組し、3つの自

主規制機関が FSA に統合され⁷⁰、個人投資、投資顧問および証券の監督を FSA が行うこととなった。1998 年 6 月には、中央銀行であるイングランド銀行から銀行の監督権限が委譲、1999 年には財務省保険局 (Insurance Directorate) から保険会社の監督権限が FSA に委譲された⁷¹。

(2) 金融監督規制の改革案

今回の金融危機を受け、一旦は労働党政権下で FSA の権限強化の方向性が示されたが、後の保守党政権下では一転して FSA は解体することとなった。ここではその経緯を紹介したい。

①金融サービス法

FSA の Adair Turner 長官は財務大臣の要請に従い、今回の金融危機をもたらした要因を踏まえ、将来に向けたより強固な金融システム構築のため現行の金融監督規制の見直しを行い、その結果を 2009 年 3 月に「ターナー・レビュー (Turner Review)」として公表した。ターナー・レビューはシステミックリスクに対してマクロ・プルデンシャルな監督の必要性を述べ、自己資本規制の見直し、会計基準の見直し、流動性規制の見直し、格付機関の監督、金融機関の報酬体系の見直し等を提言している⁷²。この内容は 2009 年 2 月に発行された欧州委員会のド・ラロジエール・レポートおよび 2009 年 4 月の第 2 回 G20 金融サミットのコミュニケと方向性を同じくするものである。このような権限

の強化は、金融監督において金融機関の自主性を重視する、いわゆるプリンシパルベースの監督を採用していた従来の FSA とは一線を画すものであった⁷³。

財務省は 2009 年 7 月に法案の原案である協議資料 (Consultation Paper) の「金融市場の改革 (Reforming Financial Markets)」を発表し、2010 年 4 月 8 日には「2010 年金融市場サービス法 (Financial Services Act 2010)」として制定している。2010 年金融市場サービス法は、ターナー・レビューにおける FSA の権限や機能強化を反映したものであったが⁷⁴、2010 年 5 月に保守党が政権を取ったことで内容の見直しを余儀なくされている。

②金融改革法

2010 年 5 月 6 日の総選挙で 13 年ぶりに政権に返り咲いた保守党の⁷⁵ David Cameron 首相は、就任早々に今回の金融危機の一端は、金融機関の監督権限が財務省、イングランド銀行、FSA に分離されていることにあるとし、財務大臣時代に FSA 設立を推進した労働党の Gordon Brown 元首相の責任を追及した。

同じく保守党の George Osborne 財務大臣は、6 月 16 日に行われた財務大臣演説において、財務省、イングランド銀行、FSA の 3 者からなる現行の金融監督規制は、危機に対する責任の所在が不明であったと批判したうえで、金融危機の再発防止と金融システムの安定化に向け、2012 年までにイングランド銀行に金融機関の

⁷⁰ 統合された 3 機関は、Personal Investment Authority (PIA)、Investment Management Regulatory Organisation (IMRO)、Securities and Futures Authority (SFA) である。

⁷¹ “Practitioner involvement”, FSA (October 1997).

⁷² “The Turner Review A regulatory response to the global banking crisis”, FSA (2009.3).

⁷³ FSA の監督を参考に、わが国の金融庁は 2008 年にプリンシパル・ベース監督を導入している。

⁷⁴ “An Overview of the Financial Services Act 2010”, Dechert On Point (2010.4).

⁷⁵ 2010 年 5 月 6 日に行われたイギリス総選挙では、保守党は政権党の労働党 (Labour Party) に獲得議席で上回ったものの、過半数が取れなかったため、第 3 党の自由民主党 (Liberal Democrats) と連立政権を組み、1997 年以来 13 年ぶりの政権復帰となった。

監督権限を集中させ、FSA は解体させる金融監督規制改革案を示した。

イギリス財務省は 2010 年 7 月 26 日に「金融規制への新たな取組み (A new approach to financial regulation)」と題した法案協議資料 (Consultation Paper) を提出した。この協議資料においては次のような金融監督機関を設置する金融監督規制改革案が示されている⁷⁶(《図表 15》参照)。

● マネタリー政策委員会 (Monetary Policy

Committee、MPC)

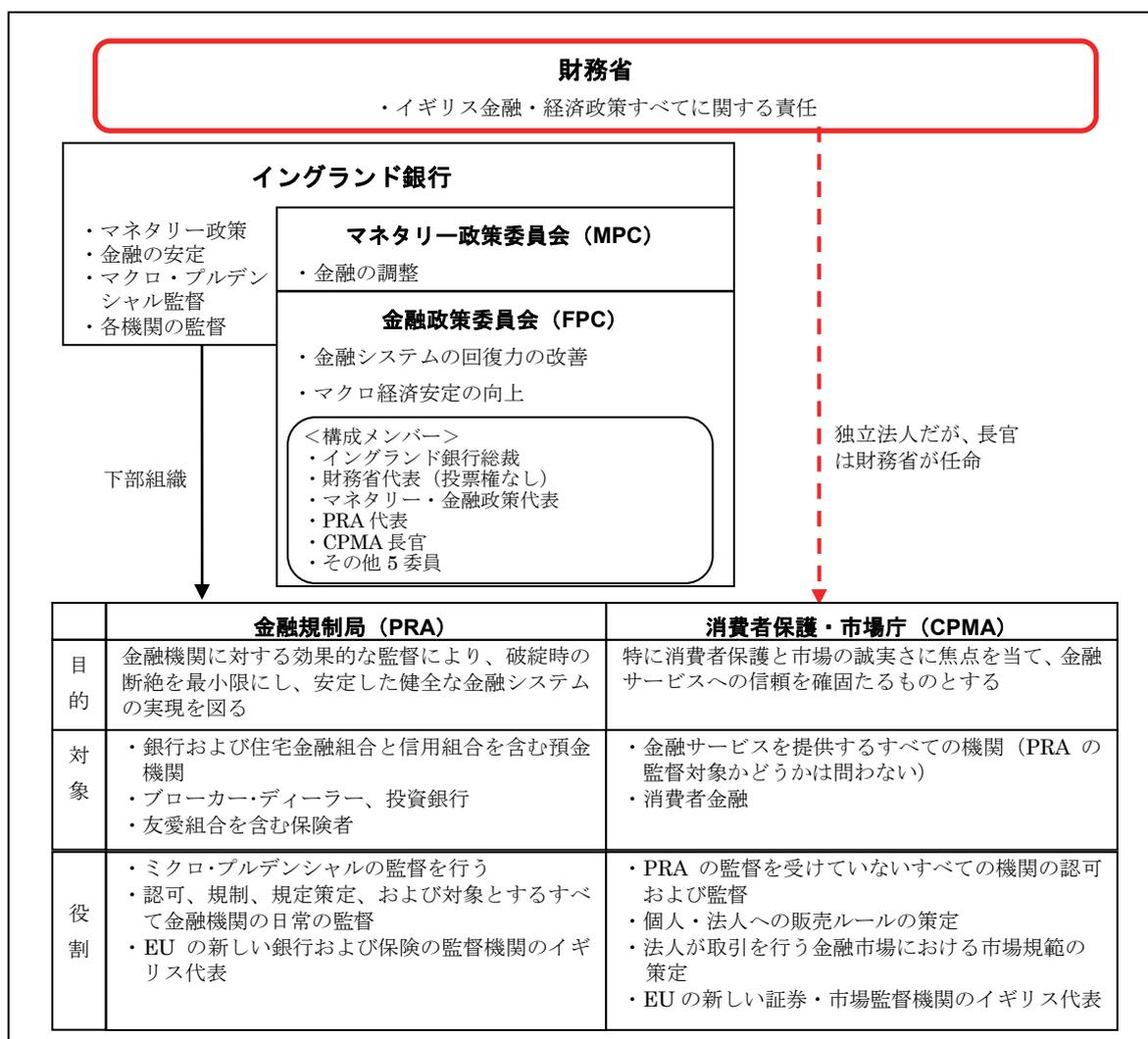
イングランド銀行内部の既存組織であり、金融の調整を行う。

● 金融政策委員会 (Financial Policy Committee、FPC)

イングランド銀行内部に新設され、マネタリー政策委員会と連携してシステミックリスクを監視し、金融システムに対する影響を最小限のものにする。

● 金融規制局 (Prudential Regulatory Authority、PRA)

《図表 15》「金融規制への新たな取組み」に基づく新たな監督体制



(出典) CII, “HM Treasury Blueprint on Reforming Financial Regulation in the UK” (2010.7).

⁷⁶ CII, “HM Treasury Blueprint on Reforming Financial Regulation in the UK” (2010.7).

イングランド銀行の下部組織として新設され、銀行、貯蓄組合や保険会社等の個別金融機関の監督を行う。イングランド銀行総裁は、マネタリー政策委員会と金融政策委員会の委員長を務め、さらに金融規制局の最終的な統括責任も負う。

● 消費者保護・市場庁 (Consumer Protection and Markets Agency, CPMA)

独立法人として設立されるが、長官の任命は財務省が行う。消費者保護を含む業務行為原典 (Conduct of Business) の策定と、個人・法人向けに金融商品の販売を行う機関の監督を行う。

本協議資料は、2010年10月18日を締め切りとして国民の意見を募集後、財務省で再検討がなされ、2011年初頭には白書 (White Paper) が出版される。その後、さらに詳細な検討の後、2011年半ばには、「金融改革法 (Financial Reform Bill)」として議会に提出され、2012年には施行される予定である⁷⁷。この間、イングランド銀行内部にシステミックリスクを監視する金融政策委員会が新設され、法案を待たずに暫定的に業務を開始する。2012年までに新体制に移行し、FSAは解体される見込みである。

FSAのTurner長官は、改革案の内容を高く評価しており、金融規制局局長にはFSAのHector Sants事務局長がイングランド銀行副総裁と兼任で就任する見込みである⁷⁸。

3. ドイツ

(1) 現在の金融監督規制の概要

ドイツでは銀行の日常的な業務の監督は中央銀行であるドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank) が行い、特別検査等、それ以外の銀行の監督および、保険、証券の監督は連邦財務省 (Bundesministerium der Finanzen) 傘下の連邦金融監督庁 (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。) が行っている⁷⁹。

BaFinは2002年4月に施行された「金融サービス監督法 (Gesetz über die integrierte Finanzdienstleistungsaufsicht)」に基づき、2002年5月に連邦財務省の傘下の連邦銀行監督庁 (Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen)、連邦証券監督庁 (Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel) および連邦保険監督庁 (Bundesaufsichtsamt für das Versicherungswesen) を統合して設立された⁸⁰。BaFinは、特別法で設置された公法上の独立法人とされ、運営資金は監督する金融機関からの賦課金または手数料によって賄われているが、連邦財務省の監督下にあり、金融機関に対する強制的な処分権を有する。

銀行の検査に関してBaFinは、ドイツ連邦銀行の検査結果に基づき、必要に応じてドイツ連邦銀行に特別検査の指示あるいはBaFin自身による特別検査を行うことができる⁸¹。両者の業務および協力関係は、ドイツ連邦銀行法

⁷⁷ *ibid.*

⁷⁸ See, “Q&A: Osborne’s financial regulation reforms” BBC Mobile, June 17, 2010 (visited September 10, 2010). <<http://www.bbc.co.uk/news/10343900>>

⁷⁹ 州政府等の地方自治体は、地域金融機関である貯蓄銀行 (Sparkasse) および州立銀行 (Landesbank) に対して出資し、2005年までは破綻時の公的保証を負っていた。また貯蓄銀行が出資をする公的保険会社のうち、1州のみで営業する保険会社は州の保険監督庁が監督を行っている。

⁸⁰ “Annual Report Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht 2002”, BaFin (2003.6.19).

⁸¹ See, “Aufsichtsrichtlinie - Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank (AufsichtsRL)” BaFin, February 21, 2008 (visited September 10, 2010).

<http://www.bafin.de/cn_171/nn_723180/SharedDocs/Aufsichtsrecht/DE/Richtlinien/rl_080221_aufsichtsrichtlinie.html>

(Kreditwesengesetz) 第 7 条および「BaFin とドイツ連邦銀行との間の金融サービス機関の監督の管理と運用に関するガイドライン (Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank)」に基づいている⁸²。

(2) 金融監督規制の改革案

ここでは、ドイツにおける金融監督規制改革の経緯を紹介したい。

ドイツにおいては、従来から銀行が証券業を兼務するユニバーサルバンク制度が採られており、金融業態間の垣根が低かった。1980 年以降の世界的な各種金融規制の緩和の動きに伴い、銀行、保険、証券の垣根越えに拍車がかかり、金融監督の一元化が 2000 年以降検討され始め⁸³、2002 年 5 月に BaFin が設立されている。検討過程においては、それまで銀行業務の検査を行っていたドイツ連邦銀行に監督を一元化する案もあったが、見送られている⁸⁴。

2005 年に政権についたドイツキリスト教民主同盟 (Christlich-Demokratische Union Deutschlands、CDU)、バイエルン・キリスト教社会同盟 (Christlich-Soziale Union in Bayern e.V.、CSU)⁸⁵ およびドイツ社会民主党

(Sozialdemokratische Partei Deutschlands、SPD) の連立政権の指示により⁸⁶、連邦財務省は BaFin による金融監督規制改革の検討を行い、2007 年 5 月に「BaFin の監督構造近代化の主眼点 (Eckpunkte zur Reorganisation der Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)」を公表した。

本検討においては、銀行検査における BaFin とドイツ連邦銀行の役割は維持するものとされたが、両者の協力関係を維持しつつ、責任の最適化と業務の重複を避けるために、役割分担を明確にし、ガイドラインの見直し等を行うものとされた⁸⁷。また、BaFin の組織強化のため、BaFin 内部に意思決定機関として、BaFin 長官および 4 名の理事により構成される理事会を新設することとされた。しかしこの法案は、折からの世界的な金融危機により、それ以上の検討が進まなかった。

ドイツでは金融危機初期の 2007 年 7 月に、政府系金融機関のドイツ復興金融公庫 (KfW) が筆頭株主であるドイツ産業銀行 (IKB Deutsche Industriebank) およびザクセン州立銀行 (Landesbank Sachsen) がサブプライム・ローン関連の投資で巨額の損失を出し、他の銀行による救済を余儀なくされたことから⁸⁸、破綻を予期できなかった BaFin の体制見直し論議が連邦政府内で再燃した⁸⁹。

⁸² See, “Bankenaufsicht” BaFin, (visited September 10, 2010).

<http://www.bafin.de/cln_171/nn_722834/DE/BaFin/Aufgaben/Bankenaufsicht/bankenaufsicht__node.html?__nnn=true>

⁸³ See, 「アクセス F S A 第 13 号」(2003.12)、(visited September 10, 2010). <<http://www.fsa.go.jp/access/15/200312.html>>

⁸⁴ See, “Die drei ??? im deutschen Bankensystem” Financial Times Deutschland, August 27, 2007 (visited September 10, 2010). <<http://www.ftd.de/politik/deutschland/agenda-die-drei-im-deutschen-bankensystem/245480.html>>

⁸⁵ ドイツキリスト教民主同盟 (CDU) はバイエルン州を地盤とする姉妹政党のバイエルン・キリスト教社会同盟 (CSU) と

⁸⁶ ドイツの二大政党であるキリスト教民主同盟 (CDU) とドイツ社会民主党 (SPD) の連立は「大連立 (große Koalition)」と言われた。

⁸⁷ See, “Zu den Eckpunkten des Bundesministeriums der Finanzen zur Reorganisation der Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht” Bankenverband, February 21, 2008 (visited September 10, 2010).

<http://www.bafin.de/cln_171/nn_723180/SharedDocs/Aufsichtsrecht/DE/Richtlinien/rl_080221_aufsichtsrichtlinie.html>

⁸⁸ ドイツ産業銀行は、ドイツ復興銀行による資本注入を受けた後、米国の投資ファンドの Lone Star に売却された。ザクセン州立銀行は、他の州立銀行の支援を受けた後、バーデン・ビュルテンベルク州立銀行 (Landesbank Baden-Württemberg) に売却された。

⁸⁹ See, “German coalition agrees bank supervision reform-FinMin” Reuters, March 5, 2009 (visited September 13, 2010). <http://www.bafin.de/cln_171/nn_723180/SharedDocs/Aufsichtsrecht/DE/Richtlinien/rl_080221_aufsichtsrichtlinie.html>

2009年9月の総選挙でドイツ社会民主党との連立を解消したキリスト教民主同盟とバイエルン・キリスト教社会同盟の統一会派は、自由民主党 (Freie Demokratische Partei, FDP) との連立を組んだ。BaFin 設立にあたっては、2009年総選挙の結果野党となったドイツ社会民主党の意向が強かったとされ、キリスト教民主同盟・バイエルン・キリスト教社会同盟と自由民主党の連立交渉においては、将来的にドイツ連邦銀行をドイツにおける銀行の唯一の監督当局とすることで合意したと報じられている⁹⁰。現在 BaFin が行っている銀行、証券および保険等の金融機関の監督権限はすべてドイツ連邦銀行に移管され、BaFin は市場の監督のみを行う機関となる方向で検討が行われていると報道されている⁹¹。

こうした検討に対してドイツの保険協会である GDV は、ドイツの保険会社の資産の60%は銀行を通じて運用されており、ドイツ連邦銀行が破綻に陥った銀行を救済すれば必然的に保険会社の資産の毀損が避けられないため、銀行と保険の両方を監督することによる利益相反が起きる可能性があるとして指摘している⁹²。さらに、銀行の監督ルールで保険会社の監督を行うことは新たな問題を生じかねず、保険会社の監督は専門の監督機関が行うことが望ましいとしている⁹³。

4. フランス

(1) 現在の金融監督規制の概要

フランスにおいては、既に2010年3月に金

融監督規制改革が行われているが、ここではそれ以前の金融監督規制を紹介する。

フランスにおいては、2003年制定の「2003年8月1日付金融安全に関する法律第2003-706号 (Loi n°2003-706 du 1 août 2003 de sécurité financière)」により、金融監督規制の大規模な改革が行われたが、銀行、保険、証券で監督機関が異なっているばかりでなく、同じ分野においても監督機関と法規制の立案や事業の認可を行う機関が異なるなど、下記のとおり2010年3月より前のフランスの金融監督規制は複雑である。

銀行委員会 (Commission Bancaire) は、銀行、証券および与信機関に関する監督権限を有する。保険・相互扶助組織検査庁 (Autorité de Contrôle des Assurances et des Mutuelles, ACAM) は保険者⁹⁴に対する監督権限を有する。金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers, 以下「AMF」という。) は資産管理を行う金融機関の監督を行う。

規制の企画立案、法案や顧客との問題に関する金融機関へのヒアリングおよび行動規範策定は、保険と銀行については経済・産業・雇用省 (Ministre de l'Économie, de l'Industrie et de l'Emploi) の財務経済政策局 (Direction générale du Trésor et de la politique économique) が行い、証券、与信機関および資産管理を行う金融機関に関しては AMF が行う。

金融機関の認可は、銀行、証券および与信機関に関しては与信機関・投資サービス会社委員会 (Comite des entreprises d'assurance and

⁹⁰ Klaus C. Engelen, "Germany's Fight Over BaFin", The International Economy Winter 2010 (2010).

⁹¹ *ibid.*

⁹² *ibid.*

⁹³ *ibid.*

⁹⁴ フランスにおいては、保険を提供する対象や種目により、保険会社 (Sociétés d'assurance)、保険相互会社 (Sociétés d'assurance mutuelles)、相互扶助組合 (Mutuelles)、プレボワイヤンス機関 (Institutions de prévoyance) 等、多様な形態の保険者が存在しており、それぞれ根拠法が異なる。

Comite des etablissements de credit et des entreprises d'investissement、CECEI)が行い、保険会社に関しては保険会社委員会 (Comité des Entreprises d'Assurance) が行い、資産管理を行う金融機関に関してはAMFが行う。

(2) 金融監督規制の改革案

ここでは現在の金融監督規制に至るまでの経緯を紹介したい。

フランスでは、銀行、証券、保険および金融商品はそれぞれ異なった規制および監督が行われていたため、それぞれの分野の垣根が不明瞭であり、金融機関によっては境界線上にある商品を一番規制が緩い分野で出すようなことが行われていた⁹⁵。また、監督機関においても、それぞれが監督する金融機関およびその消費者保護を優先する傾向が強く、金融システム全体のシステミックリスク監督の弊害となっていた⁹⁶。2008年にはBernard Madoff元米国ナスダック会長⁹⁷による巨額の詐欺事件により⁹⁸、フランスの投資家が500億ドルといわれる損失を被った。AMFのJean-Pierre Jouyet長官は2008年12月に、この詐欺事件と金融危機は、投資家保護のための規制強化の必要性を示したと述べた⁹⁹。

このような背景から、経済・産業・雇用大臣 (Ministre de l'Economie, de l'Industrie et de l'emploi) は2008年7月末にフランスにおける金融監督規制の再検討を行うように会計検査院

(Inspection Générale des Finances、以下「IGF」という。)に命じた。

IGFは、その間の金融危機が金融機関に与えた影響を踏まえ、2009年1月に再検討の結果を「フランスにおける金融活動の監督体制・機関に関する考察と提言 (Rapport de la mission de réflexion et de propositions sur l'organisation et le fonctionnement de la supervision des activités financières en France)」としてまとめた。本提言においては、銀行と保険会社の監督機関間の協力関係の欠如を指摘し、監督権限の統合を提案した。

IGFは2009年7月には「金融セクターにおける金融機関による顧客保護の監督に関する考察と提言 (Rapport de la Mission de conseil sur le contrôle du respect des obligations professionnelles à l'égard de la clientèle dans le secteur financier)」を発表している。この提言では、既存の法規制はそのままに、すべての金融機関に適用され、現在業種ごとに定められている類似の原則をすべての置き換える、一般原則 (principe général) に基づくプリンスプル・ベースの監督の導入が提案された。

これらの提言を受けて2009年10月に金融監督規制改革法案が開示され¹⁰⁰、国民の意見を集約後、2010年に「2010年1月21日付銀行と保険の認可監督権限の統合に関するオルドナンス¹⁰¹ 第2010-76号 (Ordonnance n° 2010-76 du 21 janvier 2010 portant fusion des autorités

⁹⁵ "A changing landscape Regulatory developments in the distribution of retail investment products", Herbert Smith / Gleiss Lutz / Stibbe (2010.1).

⁹⁶ *ibid.*

⁹⁷ NASDAQ (National Association of Securities Dealers Automated Quotations) は米国の新興企業向け株式市場である。

⁹⁸ Madoff 元会長による詐欺事件の被害総額は500億ドルといわれている。

⁹⁹ See, "Recommandations de l'AMF à destination des sociétés de gestion gérant des OPCVM de droit français susceptibles d'être impactés par l'affaire Madoff", December 17, 2008 (visited August 24, 2010).

<http://www.amf-france.org/documents/general/8602_1.pdf>

¹⁰⁰ 「2008年8月4日付経済近代化に関する法律第2008-776号 (LOI n°2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie)」により、銀行と保険の監督規制機関を改革する権限が政府に与えられた。

¹⁰¹ オルドナンスとは国会から授権されて行う行政命令である。

d'agrément et de contrôle de la banque et de l'assurance)」が可決された。

この法律により、銀行の監督を行う銀行委員会 (Commission bancaire)、保険者の監督を行う保険・相互扶助組織検査庁および保険会社委員会、証券会社および与信機関の監督を行う与信機関・投資サービス会社委員会 (Comite des entreprises d'assurance and Comite des établissements de credit et des entreprises d'investissement, CECEI) の4つの機関を統合して、プルデンシャル監督機構 (Autorité de Contrôle Prudentiel、以下「ACP」という。) が2010年3月に創設された。

ACPは、銀行、証券、与信機関および保険に関する監督権限、規制の企画立案、法案や顧客との問題に関する企業への詰問、行動規範策定および認可に関する権限を有する¹⁰²。

資産管理を行う金融機関の監督は継続してAMFに残されたが、2010年1月21日付オールドオナンスにおいて、共同機構 (Pôle Commun) を設置し、ACPとAMFの協力関係を密にすることが定められた。協力関係の具体的な内容は2010年4月30日にACPとAMFとの間で締結された「AMFとACPの間の協定書 (Convention entre L'Autorité des Marchés Financiers et L'Autorité de Contrôle Prudentiel)」に規定されている。

ACPの意思決定機関である理事会 (Collège plénier) は16名の理事で構成され、理事長は中央銀行であるフランス銀行総裁 (gouverneur de la Banque de France) が務め、副理事長は保険業界の出身者から選任される。他の理事は、下部組織である銀行委員会 (Collège Banque)

および保険委員会 (Collège Assurance) からそれぞれ4名、委員国務院 (Conseil d'Etat)、会計基準局 (Autorité des normes comptables)、最高裁判所破毀院 (Cour de cassation) からそれぞれ1名、金融業界の出身者が3名選出される¹⁰³。

IV. おわりに

本稿では前半でイギリス、ドイツ、フランスの主要3カ国の損害保険市場の最新動向の概観を行い、後半でEUおよび3カ国の金融監督規制改革の動向を紹介した。

3カ国の損害保険市場では正味計上保険料に大きな増加が見られず、保険引受収支は自動車保険の支払保険金の増加や自然災害の影響等により悪化している。販売チャネルは、イギリスはブローカー、ドイツは代理店、フランスは代理店および直販制保険相互会社という違いはあるが、2009年はチャネルの構成に大きな変化は見られなかった。ただし、個人向け保険においてインターネットによる保険販売が徐々に浸透している兆候が見られた。

EUおよび3カ国の金融監督規制は、今回の金融危機を受け、マクロ・プルデンシャルおよびミクロ・プルデンシャルの観点から改革の検討が行われ、イギリスではイングランド銀行の権限強化とFSAの解体、ドイツではドイツ連邦銀行の機能強化とBaFinの機能見直しが検討され、フランスでは既にACPとAMFによる金融監督規制改革が終了している。

本稿では多くを触れなかったが、今回の金融危機により欧州の金融機関は相当なダメージを受け、保険を含めた金融グループの再編が進行

¹⁰² See, "A New French Regulator for the Financial Services and Insurance Industries", January 27, 2010 (visited September 13, 2010).

<<http://www.allenoverly.com/AOWEB/AreasOfExpertise/Editorial.aspx?contentTypeID=1&contentSubTypeID=7944&itemID=54741&aofeID=48095&practiceID=48116&prefLangID=412>>

¹⁰³ *ibid.*

している。金融監督規制改革と金融機関の再編により、欧州保険市場にどのような変化が生じるのか今後も注視していくこととしたい。